



2022年3月3日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 W e l b y
代 表 者 名 代 表 取 締 役 比 木 武
(コード番号：4438 東証マザーズ)

問 合 せ 先 上 級 執 行 役 員 近 藤 成 志
コ ー ポ レ ー ト 部 長

(TEL. 03-6206-2937)

定款一部変更のお知らせ

当社は、2022年2月21日開催の取締役会において、定款一部変更について、2022年3月25日開催予定の第11回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

① 2021年6月16日に、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が施行され、上場会社において、定款に定めることにより、一定の要件の下、場所の定めのない株主総会の開催が認められたことから、当社においても、場所の定めのない株主総会の開催を可能にするために、変更案第13条第2項のとおり、当社定款の変更をお願いするものであります。

当社といたしましては、遠隔地の株主様など現在の株主総会に出席することの困難な多くの株主様の出席を可能とし株主総会の活性化、効率化、円滑化を図るとともに、感染症や自然災害を含む大規模災害や社会全体のデジタル化を念頭に、選択可能な株主総会の開催方式を拡大することで株主の皆様の利益に資するものと考えます。

② 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書に規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、以下のとおり、当社定款の変更をお願いするものであります。

(1) 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

(2) 変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

(3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第18条)は不要となるため、これを削除するものであります。

(4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年3月25日

定款変更の効力発生日 上記① 本定時株主総会での決議に加え、当社が実施する完全電子化による株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けた日

上記② 2022年9月1日

以 上

現行定款	変更案
<p>(招集時期)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。 (新設)</p>	<p>(招集時期及び場所)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。 <u>2. 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる</u></p>
	<p>第1条 第13条(招集時期)の変更は、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」及び経済産業省令・法務省令で定めるところにより、当社が実施する完全電子化による株主総会が、<u>経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日を効力発生日とし、本条は、効力発生日経過後、これを削除するものとする。</u></p>
	<p>第2条 現行定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第18条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。 <u>2 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第18条はなお効力を有するものとする。</u> <u>3 本条は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもってこれを削除するものとする。</u></p>